

(あて先) 札幌市長 札幌 一郎 様

所在地 札幌市中央区北〇条西〇丁目〇番〇号

氏名 中央 大通

印

誓約書

私、法定代理人及び政令使用人(注1)は、下記の廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第14条第5項第2号イからへに該当しません。

なお、この誓約が事実と異なっていることが判明した場合には、許可を取消されても異存ありません。

《関係条文(抜粋)》

申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 第7条第5項第4号イからトまでのいずれかに該当する者。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの。

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者。

ハ この法律、浄化槽法(昭和58年法律第43号)その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。第31条第7項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正15年法律第60号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者。

ニ 第7条の4第1項(第4号に係る部分を除く。)若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項(第4号に係る部分を除く。)若しくは第2項(これらの規定を第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合(第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号(第14条の6において準用する場合を含む。))に該当することにより許可が取り消された場合を除く。)においては、当該取消の処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第8条の5第6項及び第14条第5項第2号ニにおいて同じ。)であった者で当該取消の日から5年を経過しないものを含む。)

ホ 第7条の4若しくは第14条の3の2(第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消の処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第3項(第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分(再生することを含む。)の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から5年を経過しないもの。

ヘ ホに規定する期間内に次条第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、ホの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは政令で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの。

ト その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者。

ロ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下この号において「暴力団員等」という。)

ハ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ又はロのいずれかに該当するもの。

ホ 個人で政令で定める使用人(注1)のうちイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの。

ヘ 暴力団員等がその事業活動を支配する者。

注1) 政令で定める使用人とは、申請者の使用人で次に掲げるものの代表者である者。

(1) 本店又は支店(商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所)。

(2) 継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの。

(あて先) 札幌市長 札幌 一郎 様

本店所在地 札幌市中央区北〇条西〇丁目〇番〇号

名 称 株式会社札幌〇〇工業

代 表 者 代表取締役 札幌 太郎

代表印

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

誓 約 書

当社及び役員、法定代理人、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者、政令使用人(注1)は、下記の廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第14条第5項第2号イからへに該当しません。

なお、この誓約が事実と異なっていることが判明した場合には、許可を取消されても異存ありません。

《関係条文(抜粋)》

申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 第7条第5項第4号イからトまでのいずれかに該当する者。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの。

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者。

ハ この法律、浄化槽法(昭和58年法律第43号)その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。第31条第7項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正15年法律第60号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者。

ニ 第7条の4第1項(第4号に係る部分を除く。)若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項(第4号に係る部分を除く。)若しくは第2項(これらの規定を第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合(第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号(第14条の6において準用する場合を含む。))に該当することにより許可が取り消された場合を除く。)においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第8条の5第6項及び第14条第5項第2号ニにおいて同じ。)であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。))。

ホ 第7条の4若しくは第14条の3の2(第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第3項(第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分(再生することを含む。)の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から5年を経過しないもの。

ヘ ホに規定する期間内に次条第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、ホの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは政令で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの。

ト その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者。

ロ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下この号において「暴力団員等」という。))。

ハ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ又はロのいずれかに該当するもの。

ニ 法人でその役員又は政令で定める使用人(注1)のうちイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの。

ヘ 暴力団員等がその事業活動を支配する者。

注1) 政令で定める使用人とは、申請者の使用人で次に掲げるものの代表者である者。

(1) 本店又は支店(商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所)。

(2) 継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの。

収集・運搬車両一覧

申請者名 **株式会社札幌〇〇工業**

No.	車両登録番号	車体研状	最大積載量	備考
1	札幌00あ〇〇-〇〇	ダンプ	3500kg	廃止
2	札幌00い〇〇-〇〇	ダンプ	3450kg	
3	札幌00う〇〇-〇〇	バン	2000kg	廃止
4	札幌10え〇〇-〇〇	トラクタ	9500kg	
5	札幌10お〇〇-〇〇	トラクタ	19250kg	
6	札幌10か〇〇-〇〇	セミトレーラー	19250kg	
7	札幌10き〇〇-〇〇	セミトレーラー	19250kg	新規
8	札幌00く〇〇-〇〇	バン	2000kg	新規
9	札幌00け〇〇-〇〇	ダンプ	3000kg	新規
10	札幌00こ〇〇-〇〇	ダンプ	3500kg	新規
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
合 計				8台

※ 登録車両に変更があった場合は、変更届の提出が必要となります。変更欄に新規、廃止の別を記入してください。

※ 車両が借用車の場合は、別途、賃貸契約書の写し又は使用承諾書【用紙5】が必要となります。

車両使用承諾書

平成〇〇年△△月××日

申請者

株式会社 札幌〇〇工業

代表取締役 中央 大通 様

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

自動車検査証記載使用者

住所

札幌市東区手稲区稲穂〇丁目〇番〇号

氏名 株式会社 手稲 商会

代表取締役 手稲 稲穂

印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

私(当法人)は、あなた(貴法人)が、産業廃棄物の収集・運搬用として次の車両を使用することを承諾しています。

車両登録番号	札幌 400 あ 〇〇-〇〇
車両の形状	バン

(前面写真)

※ 前面全体が写っていて、ナンバーがはっきりと確認できるもの

(表示拡大写真)

※ 産業廃棄物収集運搬車両である旨、氏名又は名称、許可番号（下6桁のみで可）が表示されていることが確認できるもの（他自治体を含め、許可を有していない場合は不要）

(側面写真)

※ 側面全体が写っていて、産廃運搬車である旨等の表示があるもの（表示については、他自治体を含め、既に許可を取得している場合に限る）

(荷台写真)

※ 荷台の形状が確認できるもの（特別管理産業廃棄物収集運搬業のみ必要）

(土地・建物) 使用承諾書

平成〇〇年△△月××日

(所有者)

所有者を確認するため、不動産登記簿謄本も併せて提出する必要があります。

住所 北海道石狩市花川北〇条〇丁目〇番〇号

氏名 中央 大通 印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

私は(当法人)は、自ら所有する(土地・建物)を下記のとおり使用することを承諾しております。

記

- 1 (土地・建物)の所在地
(地番まで記入すること)

北海道石狩市新港南〇丁目〇番地

- 2 使用の目的

(産業廃棄物・特別管理産業廃棄物) 収集運搬業の(事務所・駐車場)として

- 3 使用する者

住所 札幌市中央区北〇条西〇丁目〇番〇号

氏名 株式会社 札幌〇〇工業

代表取締役 中央 大通

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

※該当事項に〇をし、必要事項を記入すること。

役員等新旧対照表

申請者名

札幌〇〇工業(株)

新			旧		
役職等	氏名	備考	役職等	氏名	備考
代表取締役	中央 大通	役職変更	代表取締役	中央 伏見	退任
取締役	白石 栄	新任	取締役	中央 大通	役職変更
取締役	豊平 美園		取締役	豊平 美園	
取締役	厚別 青葉	新任	取締役	清田 キタノ	役職変更
監査役	清田 キタノ	役職変更	監査役	厚別 もみじ	退任
出資者	〇〇商事(株)		出資者	東 モエレ	退任
出資者	白石 栄	新任	出資者	〇〇商事(株)	
政令使用人	手稲 稲穂		政令使用人	手稲 稲穂	
変更内容	新任 3名 役職変更 2名		変更内容	退任 3名 役職変更 2名	
合計	代表取締役 1名 取締役 3名 監査役 1名 出資者 1名 1社 政令使用人 1名		合計	代表取締役 1名 取締役 3名 監査役 1名 出資者 1名 1社 政令使用人 1名	

※ 役員等欄には、代表取締役、取締役、監査役、出資者、法定代理人、政令使用人等の別を記載してください。

※ 備考欄には、新任、退任、役職変更の別を記載してください。

※ 変更内容欄には、新任、退任、役職変更のあった人数を記載してください。

※ 合計欄には、役員等の合計人数を記載してください。